

地域との連携・支援について

～児童家庭支援センターでの地域支援実践からおもうこと～



本日のメニュー

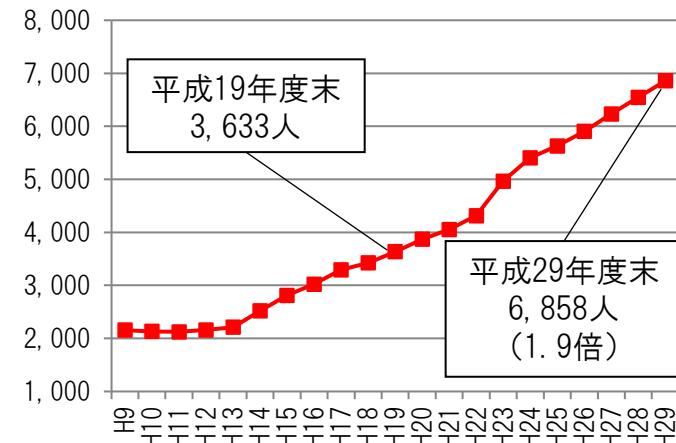
- ①近年の社会情勢の変化とその背景 ⇒ ②今後、重要となる地域支援のあり方と要対協の再構築 ⇒ ③ファミリーホームと児家センの相互支援の将来像 ⇒ ④未来を拓く新たな学びの場や取組の紹介

全国児童家庭支援センター協議会
会長 橋本 達昌

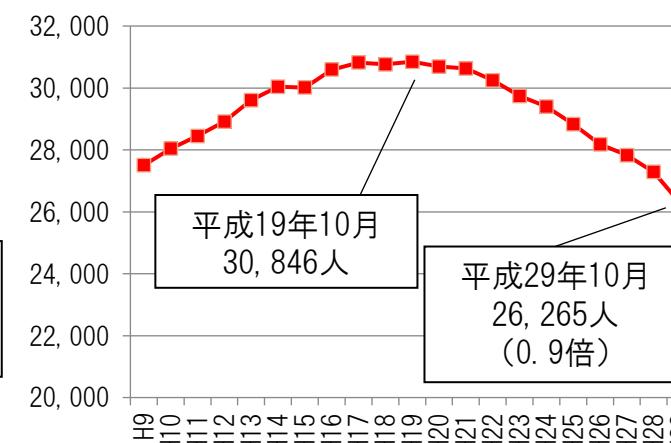
要保護児童数・障害のある児童養護施設入所児童数の推移

過去10年で、里親・ファミリーホームへの委託児童数は、約2倍となつた一方、児童養護施設の入所児童数は約2割減、乳児院は約1割減となっている。

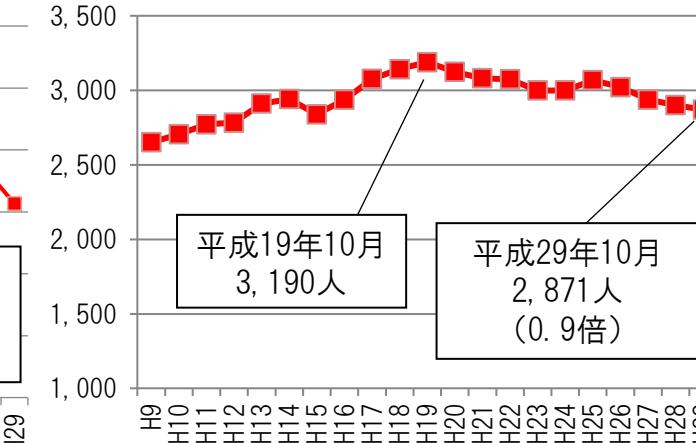
○里親・ファミリーホームへの委託児童数



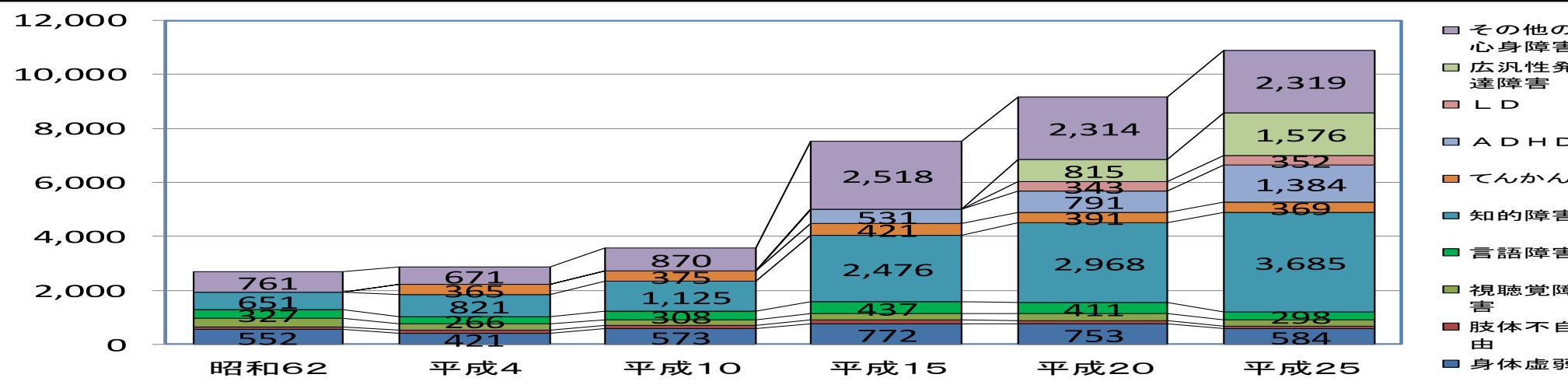
○児童養護施設の入所児童数



○乳児院の入所児童数



児童養護施設の障害児の入所割合 (H10)10.3%⇒(H15)20.2%⇒(H20)23.4%⇒(H25)28.5%⇒(H30)36.7%。
被虐待児の入所割合も増 (H25) 60%⇒(H30) 66%



*ADHD（注意欠陥多動性障害）については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD（学習障害）については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

「社会的養護」から「社会的養育」への転換…

改正児童福祉法 第3条の2(家庭養育優先)や、
第48条の3(親子再統合)等を突破口として、
従来の制約条件(リミット)を解消・緩和しようとする試み

制約条件1) 在宅(見守り)か? 母子分離か? の “白黒思考”

制約条件2) 施設入所措置か? 里親委託か? の “二者択一”

制約条件3) 一時保護所&施設の入所キャパシティによる “総量規制”



<地域(在宅)支援システムの充実> <市区町村子ども家庭支援体制の強化> <児童相談所強化> <一時保護改革>

<施設の里親養育支援機関化> <パーマネンシー保障> <アドボケート(意見表明権等)の保障>

<社会的養護自立支援等の推進> etc

これからは、施設ではなく、地域が舞台！

ファミリーソーシャルワークを重視！

“地域で「社会的養護FSW」を展開するための民間機関としての”
児家セン(R2.8現在:全国145センター)に、注目が集まっている
今後一層、社会的養護の裾野(守備範囲)を拡大していくために…

施設養護から家庭養護へ…。児相(県)から市町へ…。
官から民へ…。パラダイムシフトを促す触媒としての役割にも期待

コロナ禍で、止まつた施策…動きつづけた施策…

- ・乳幼児健診
- ・要対協代表者会議
- ・施設ショートステイ
- ・保護者面会

- ・「子どもの見守り強化アクションプラン」に参画した民間支援機関によるフードパントリーやアウトリーチ支援
- ・里親ショートステイ

～～本当に止める必要があったのか？

他に方策はなかったのか？

どうすれば続けられたのか？

今後どう変化していくべきか？～～

集合型 ⇒ 訪問型(アウトリーチ)

集団ケア ⇒ 個別対応

官主導 ⇒ 民主導

今日、求められている“息の長い”“ゆるい”支援

- ・今日、基礎自治体では、児童相談体制の充実や多機関連携拠点としての“子どもを(見)守る地域ネットワーク”的構築が喫緊の課題となっている。
- ・しかし他者を“見守る”というのは、とても難しい所作…。
殊に猜疑心や嫉妬心が渦巻く現代社会では“見守り”社会は実に容易く、息苦しさや生き辛さを伴う“見張り”社会へと変容してしまうリスクを孕んでいる。
- ・そこで基礎自治体には、児家センや子育て支援センター等に加え、子ども食堂やシェルター、妊娠相談機関等、新たな民間リソースとの連動により(関係が途切れない)“息の長い”、(要求し過ぎない)“ゆるい”つながりを、“寄り添い”や“伴走”というスタイルで、いかに構築していくかが問われている。

ネットワーク・イコール“要対協”

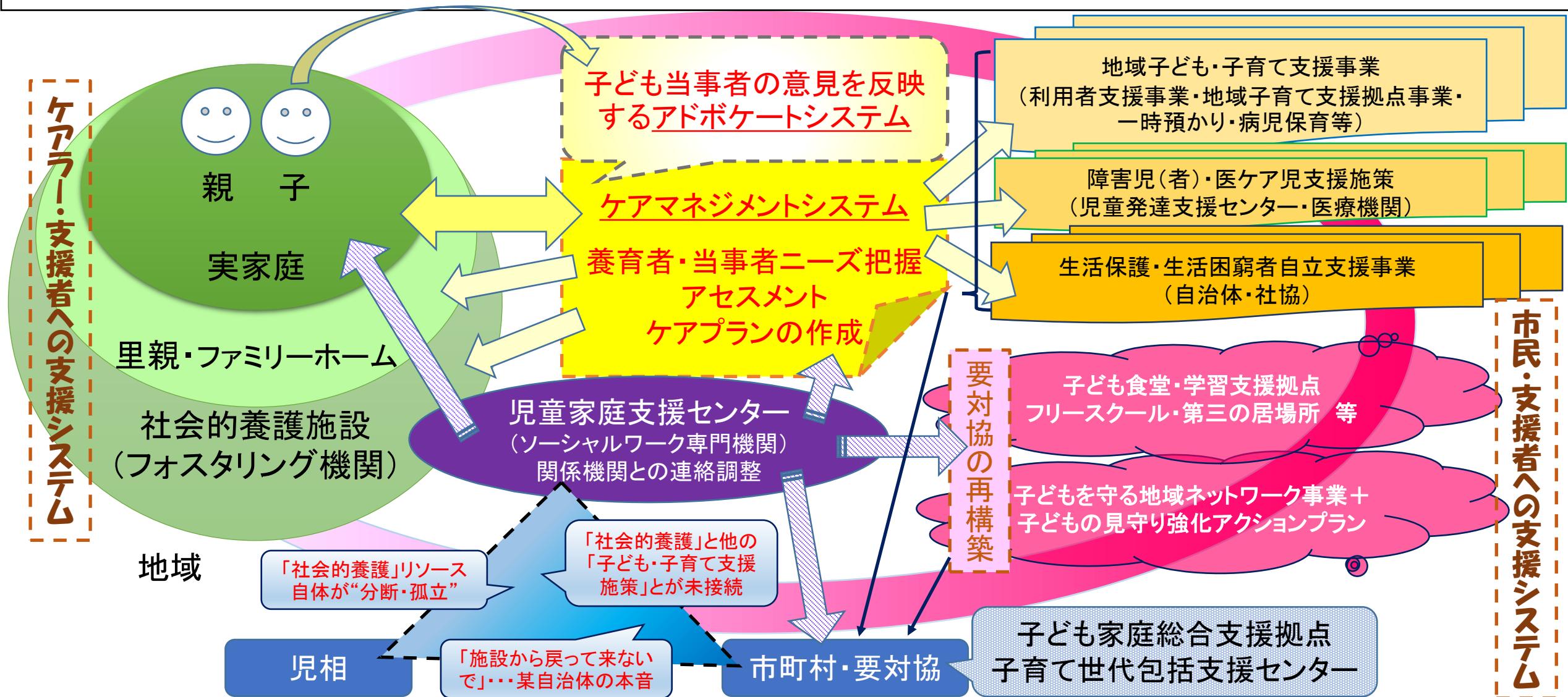
「子どもの見守り強化アクションプラン」の狙所

民間資源の中核であり、ネットワークの要となるべきなのが、同じ民間リソースである児家セン！

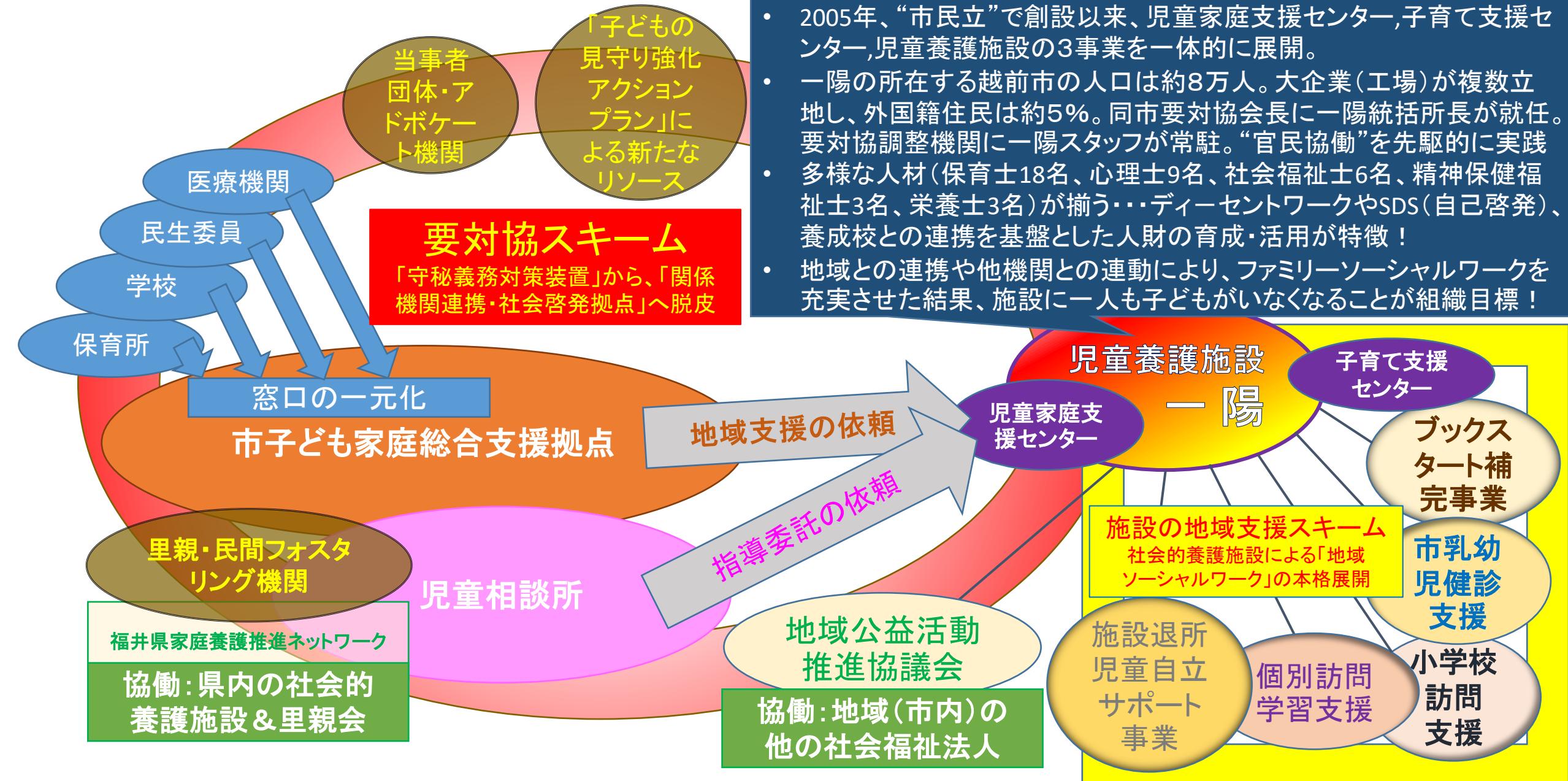
今日、求められている“当事者”と“支援者”への支援

- 寄り添い支援を実効化していくには、まずは(当事者が)
“自分が主体であるという実感”を抱けるような機制(仕掛け)が必要
対象化され、批判される
不愉快から“逃避行”
- 意見表明権の保障・アドボケートシステムの構築・家族応援会議の実践、
さらには、ケアマネジメントシステムの導入等は、
社会的養護(措置)制度等に内在している“上から目線”モードを一掃し、
当事者のおもいをど真ん中に据えた支援の実現に資する。
ほぼ公務員で構成され、会議開催自体が目的化
加えて要対協の形骸化をも改善…
市町村事業との接続にも期待
要対協(の構成メンバーや仕組み)は、地域のカルチャーそのもの！ 地域共生＝開かれた信頼＝の象徴として再構築すべき！
- (前述の民間支援機関のほか、)里親、アドボケーター、当事者団体等が、
上述のモードを緩和すべく、支援の輪(ネットワーク)に加われば、
次には、いかに“支援者を支援する仕組み”を実装すべきかが問われよう。

- ①「実家か、里親か、施設か」ではない、むしろその全てが連動する新たな社会的養育体制の構築
- ②ケアマネジメント=当事者のおもいをベースに作成されたケアプランに基づく支援システムの創出
- ③地域社会から分断・孤立しないために、市町村と連動・一体化したファミリーソーシャルワークの拡充
- ④要対協への民間支援機関の参入による再構築 (情報共有&発信機能+計画&開発機能+調査&教育機能)



【一陽の地域支援イメージ】



ファミリーホームと児童家庭支援センターとの 連携・協働の近未来像

～ 地域コミュニティの中で、地域コミュニティを活かして ～

- (1) ファミリーホームの運営補助者が、児家センの
非常勤支援員を兼務し、地域支援を展開する
- (2) ファミリーホームと児家センが提携し、
里親ショートステイやレスパイト支援を実施する
- (3) 児家センが主催する子育て研修会等に
ファミリーホーム養育者が講師として参画する

全国の動き…「相互支援協定」(↓)と、
これを実効化するために創設された
「全国子ども家庭養育支援研究会の設
立趣旨(一部抜粋)」(→)

全国児童家庭支援センター協議会と一般社団法人日本ファミリー・ホーム協議会
相互支援協定書

全国児童家庭支援センター協議会と一般社団法人日本ファミリー・ホーム協議会は、両会の信
頼を基盤としつつ相互支援を促進し、もって我が国の社会的養護の発展に貢献することを目的
として、ここに相互支援協定を締結する。

1. 両会は、相互支援の必要性に基づき、次に掲げることを促進する。

ア 児童家庭支援センターは、ファミリー・ホームからの相談等に積極的に応じ、適切な支援に
努める。

イ ファミリー・ホームは、児童家庭支援センターからの事業協力依頼等に対して、受託するよう
努める。

ウ 両会は、各々が主催する研修会や研究等について、積極的に情報交換を行い、成果の
共有に努める。

エ 両会は、その他合同懇親会の開催等、相互に必要があると認めた活動を検討し、その実
現に向け努める。

2. 本協定に基づく上記の内容は、両会で十分な協議と同意を経て、遂行する。

3. 本協定を実施するにあたっては、両会の自主性を損なわないものとし、両会とも、一方の当事
者の同意が無い限り、他方からいかなる制約も受けないものとする。

4. 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、当事者から意願の申し立てが
ない場合は、1年ごとに自動的に更新される。

5. 本協定の締結の前として、本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年8月1日

全国児童家庭支援センター協議会
会長 橋本達也

一般社団法人日本ファミリー・ホーム協議会
会長 七川聰子

全国子ども家庭養育支援研究会の設立趣旨と今後の活動概要(一部抜粋)

今日すべての社会的養護施設関係者には、家庭養護優先原則に基づく地域
支援・ファミリーソーシャルワーク機能の拡充が求められている。特に親子関
係再構築支援や里親養育包括支援、社会的養護自立支援などの支援事業
スキームの確立や個別対応支援スキルの向上は喫緊の課題となっている。

要保護児童対策地域協議会(通称:子どもを守る地域ネットワーク)を強化し
ていくためには、各々の行政機関職員はもとより里親や社会的養護関係施
設・事業スタッフなど要保護児童対策の中核を担う支援者らが地域コミュニ
ティごとに大同団結し、繋がりを深め合うことが不可欠である。

地域コミュニティネットワークは、以下の改革によって着実に構築されよう。

- ①社会的養護施設が多機能化を推進し、児童家庭支援センターを装備した
上で、地域支援(パーマネンシー保障)や里親養育支援に能動的に取り組む。
- ②市区町村子ども家庭総合支援拠点(含:要対協)が、自らの機能を拡充す
るため、児童家庭支援センター・社会的養護施設、里親・ファミリー・ホーム等
の民間社会資源の有効活用に積極的に取り組む。
- ③地域の多様な社会資源が、(官民を問わず)ワンチームとなって、虐待等
の早期発見、家庭養護の推進、養育の質の向上等に主体的に取り組む。

本会は、このような信条に基づき、毎年1回、全国巡回方式で啓発型セミナー
を開催する。これにより地域支援や里親養育支援などファミリーソーシャル
ワーク実践と地域ネットワーク構築に関する好事例の水平展開をはかる。

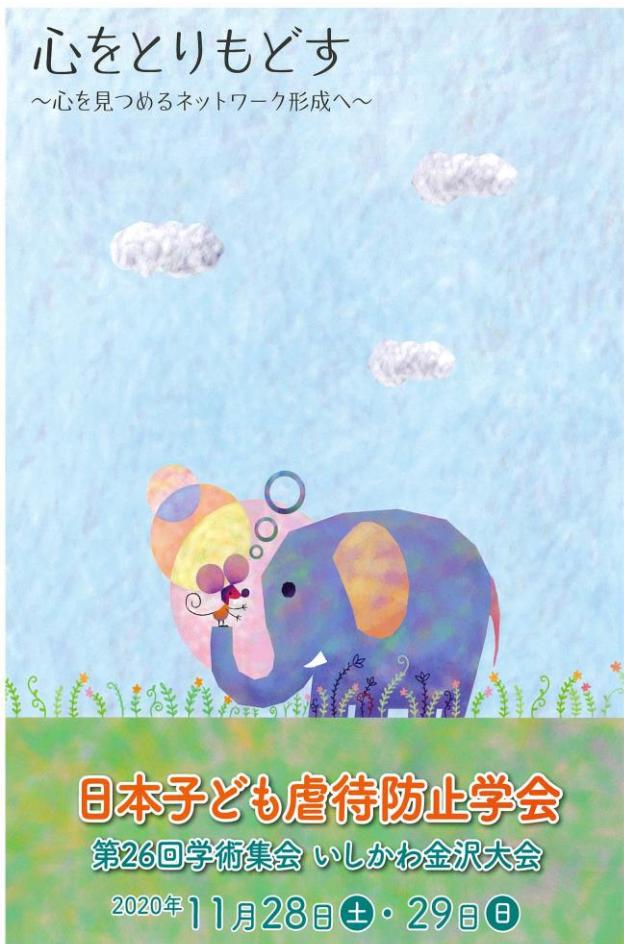
R2.8.12「全国子ども家庭養育支援研究会」発足

実践の水平展開・
実践者交流の場

- ・ H30.12.15 全国里親会、R2.8.1 日本ファミリーホーム協議会
相互支援協定を締結（協定書に「合同研修会の開催等～検討し～」）
- ・ 合同研修会（セミナー）を開催するための受け皿として研究会を創設
- ・ 里親＆ファミリーホーム、児童家庭支援センター（+社会的養護施設）が、
子ども家庭総合支援拠点にコミットし、“つながり”が強化されることで、
家庭養護が推進されるとともに、各コミュニティに在る
「要対協」（=通称：**子どもを守る地域ネットワーク**）が、
その名のとおりの機能を發揮しうる。…セミナーのねらい
- ・ さらに**当事者の権利擁護（意見表明権の保障）**をも展望しつつ、
毎年1回、全国巡回方式でセミナーを企画・実施する

本日、ご参加の皆さんに、ぜひともお勧めしたい研修機会！

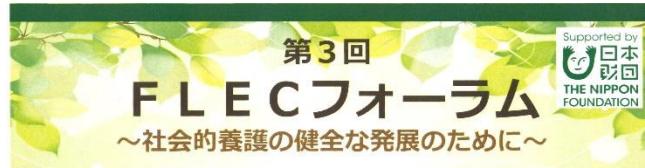
↓ 御存知、JaSPCAN(日本子ども虐待防止学会)
学術集会！今年は11月29日～30日、金沢にて開催
もちろん web受講もできます！



とくに、
29日(日)午後1時～2時、
「社会的養護にかかる人材
の確保・育成・定着について」
(増沢子どもの虹研究部長や
橋本全児家セン会長が登壇)

同日午後2時～3時、
「地域子ども家庭支援の
新たなかたち～児家センに
よる市町村支援、里親支援
の先駆的実践から～」
(光の園:松永先生、SOS
子どもの村福岡:松崎先生が
登壇)等は必見です！

↓今年で3回目となる「FLECフォーラム」(昨年度のチラシ)
本年は、1月9日(土)～11日(月祝)、早稲田大学
大隈講堂にて開催。こちらも、web受講できます！



2021年1月9日(土)～11日(月・祝)
家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでもご参加ください！

プレセッション
(1月9日 18:10～)
フレは
無料です。
WEB開催

フォーラム
(1月10日・11日)
早稲田大学大隈講堂
& WEB開催

FLECフォーラムとは

すべての子どもたちに家庭での生活を (Family Life for Every Child: FLEC) という思いをこめて、家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、FLECフォーラムを開催します。家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでもご参加ください。

今回（第3回）の主なトピック

＜シンポジウム＞

- ・施設の多機能化と家庭養護支援の仕組みづくりに向けて
- ・社会的養護における福祉と司法との連携・協働に関する諸課題

＜パネルディスカッション＞

- ・フォースタリング機関～様々な取り組みと実際運営上の諸課題
- ・施設や児家センによる多機能化・地域支援の実際と展望
- ・就労支援・退所者支援の課題と展望
- ・特別養子縁組親子、里親子と語ろう

＜プレセッション＞

- ・これから社会的養育に必要な評価・研究
- ～実践・研究・施策の協働はどう実現するか～

今年のメインシンポジウムの
テーマは、「施設の多機能化と
家庭養護支援の仕組みづくり
に向けて」

またその後、「施設や児家セン
による地域支援の実際と展望」
と題した分科会も行われます。

他にも「フォースタリング」や「退
所者支援(アフターケア)」、「福
祉と司法との連携・協働」等に
関する議論が展開される予定
です。